

富山市放課後児童健全育成事業施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則(平成17年規則第36号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、富山市放課後児童健全育成事業施設整備補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「放課後児童健全育成事業施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を実施することを目的として設置され、富山市放課後児童健全育成事業実施要綱を満たす運営条件や設備を伴う施設をいう。

2 この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容を言う。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を建設すること。
改築	既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。
拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」の第4により整備すること。

(補助金の交付)

第3条 市長は、留守家庭児童の保護育成を図るため、社会福祉法人等が行う放課後児童健全育成事業施設の施設整備に要する経費(寄付金その他の収入額を差し引いた額をいう。)に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の補助率等)

第4条 補助金の補助率及び限度額は、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱(平成27年7月13日府子本第202号「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」別紙)に定めるところによる。

(補助の対象外)

第5条 この補助金は、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 備品の購入に要する費用
- (3) この補助金交付要綱により補助を受けた施設について3年以内に行う新たな施設整備にかかる費用
- (4) その他施設整備費として、相当と認められない費用

(交付申請書に添付する書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書に添付する書類は、富山

市放課後児童健全育成事業施設整備事業計画書(様式第1号)及び富山市放課後児童健全育成事業施設整備事業収支予算書(様式第2号)とする。

(交付決定の通知)

第7条 規則第5条第3項に規定する通知書は、富山市放課後児童健全育成事業施設整備補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 補助金の交付を不相当と認めるときは、富山市放課後児童健全育成事業施設整備補助金不決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(事業計画の変更等の承認申請)

第8条 規則第11条第1項の規定により事業変更等の承認を受けようとする者は、富山市放課後児童健全育成事業施設整備事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)により申請するものとする。

(実績報告書に添付する書類)

第9条 規則第12条の規定により実績報告書に添付すべき書類は、富山市放課後児童健全育成事業施設整備事業収支決算書(様式第6号)及び工事契約書の写しとする。

(額の確定通知)

第10条 規則第13条に規定する通知は、富山市放課後児童健全育成事業施設整備補助金額確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした帳簿又は証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(細則)

第12条 この要綱に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。